

都留市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 24 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 23 号

都留市税条例の一部を改正する条例

都留市税条例(昭和 29 年都留市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改め、「(同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」を削り、「租税特別措置法」を「租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)」に改める。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附則第 4 条の 2 を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条の 7 第 1 項の改正規定、附則第 4 条の 2 を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 1 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日とする。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条ただし書に掲げる規定による改正後の都留市税条例第 34 条の 7 第 1 項の規定の適用については、同項中「所得税法第 78 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。